

令和 6 年度 第 4 回 長井市子ども・子育て会議

会 議 録

日 時	令和 7 年 3 月 6 日(木)午後 6 時～
場 所	市役所 2 階 庁議室
出席者	稲葉委員、田中委員、平委員、齋藤委員、石塚委員、小野委員、鈴木委員 酒井委員、上村委員、青木委員、工藤委員、荒井委員
欠席者	小林委員、大峽委員、菊地委員
事務局	市長、総務参事(兼)地域づくり推進課長、厚生参事(兼)福祉事務所長(兼) 福祉あんしん課長、産業参事(兼)商工振興課長、教育委員会教育次長(兼) 学校教育課長、市民課長、健康スポーツ課健康推進担当課長、子育て推 進課長、子育て推進課補佐、子育て推進課子育て支援係長

1 開会

2 あいさつ

市長、上村会長よりあいさつ

3 協 議

議長に上村会長があたり協議を進める。

(1) 第三期子ども・子育て支援事業計画の策定について

① パブリックコメントの結果について

事務局から資料 1 について説明

議 長	はい。ありがとうございました。ただいま事務局の方から説明がありましたけれども、保育施設や学童クラブでの掲示、ホームページ等で周知をし、一件寄せられた意見について、事務局が回答案ということでまとめられたのですが、この件について皆さんからご意見等あれば、お聞かせいただければと思います。いかがでしょうか。
委 員	パブリックコメントの内容について、その前段階と思うんですけども、この 1 件しか寄せられなかったということに関して、どのように受けとめられたのか、周知が十分ではなかったのかとか、その回収方法についてももう少し工夫が必要なのではないかということは前の会議から話題には上がっていましたが、私が個人的にこういうのがあるから意見出してみたらと、子育てに困り事を感じている親御さんに話をしても、どうせ変わんないからとか、今から言っても期待できないからっていうふうな反応がものすごく多くて、ほとんどの方がそういうご意見だったので、これか

ら長井市がこども真ん中とか、安心して子育てに取り組める市を目指していくにあたり、この子育て世代の声を行政に届けることに意義を感じられないこの関わりっていうのはすごく大きな課題なのではないかなと私は感じているんですが、事務局の方としては、何かこういったことに関して対策であったりとか、今後の方針とか、今すぐ答えが出るような問題ではないと思うんですが、何かそういったことを考えていらっしゃるのかなと思ってちょっとお話し伺いたかったのですが。

委員

関連してですが、本当にいろいろ広い立場から、子育て、こどもについてのいろいろな計画作成ということで、大変だったと思いますけれども1件でこんなにいろいろ出ているのかって、パブリックコメントに寄せられた声を読ませていただいて、切実な訴えっていうか、ひとつひとつあったように思うのです。例えば学校ではなかなか対応できなくて、ちょっと問題があったり、なんかちょっと離れた行動をとる子には薬をすぐ勧めてしまうっていうふうなこととか、オーバードーズに繋がったり薬依存っていうふうなこととか、それからほっとなるスクールという存在を初めて知りましたって、誰からも教えてもらえなかったとか、適応教室で、なんか立ち上げようとしているけれども、人件費を含む有償ボランティアっていうか、お金もいろいろ考えて欲しいとか、それから二者択一しかないのかって言うふうなこととか、自宅か適応指導教室の二つしかないのかとか、本当に切実、当事者にとっては切実なご意見のように感じて読ませていただきました。それに対して、回答が仕方ないと思うんですけども具体的なところまでいかなくて、今説明あったように、計画の基本目標3の基本施策っていうふうなことで、ただ同じような文面が書いてあって、この具体的な事業の実施の際に検討して参りますっていうふうなことでまとめられている。本当にだから、正直言って実際に何もこの先が見えない、だから言っても無駄だなんていうふうなことになるんだろうなあっていうふうな思いをしたところですよ。

議長

ただいまのおふたりの委員の方からですね、ご意見あったわけですけども、まず委員の言っても変わらないというような、そういったとらえ方っていうのが非常に皆さん共通した情報だというふうなそんなお話もありました。このパブリックコメント1件だけということですけども、事務局の方で回答いただけますか。

事務局

ご意見ありがとうございます。やっぱりどうしても、計画自体、私どもは常にその業務でしておりますので、市の事業であったり施策であったり、計画であったりということが、ある程度わかっておりますので、そのことについてこういうふうな仕組みなんだよ、っていうことをわかった上で進んでまいりますので、一般の市民の方にとって、その計画を公表されたとしても、それがどういったものであるとか、そのパブリックコメントを求められたとしても、何を言っているのかっていうところは、当然ある課題として、そういう仕組みが以前はなかったわけですけども、そういったことが課題になってそういう仕組みができたのだとは思いますが、なかなか結局中身のところまで、一般の市民の方がご意見いただけるっていうところは大変難しいところかなと思っております。ただ私も今までこういったことをしてきました、ご意見頂くことがほとんどなかったというか、まるっきり今までなかったんですけども、今回そのご意見を頂けたということでご意見を頂けたことは大変ありがたかったなと思います。これまでの会議でも委員の皆さんからその具体的なその事業の中身が見えない、計画はわかるけれどもその動きが見えない、わかりにくいというふうなお話をかなり頂いたかと思っております。ただどうしても計画、大きな市の計画という方向性を示す内容になっておりますので、一番わかりやすい具体的な事業を計画の方にちょっと載せて、ひとつひとつお示しするというふうなところは難しいので、前回の会議でもちょっとお話をさせて頂いたのですが、今後毎年PDCAサイクルで各具体的な事業については報告させて頂いて評価を頂くというふうな流れになっておりますので、そのような中で委員の皆さんの方からご意見を頂ければと思います。委員がおっしゃる通りこういった計画を理解頂いたり周知して広めさせて頂くというのは今後課題として検討していかなければならないのかなと思っております。今回させて頂いたアンケートなどが一番ご意見を頂く、広くご意見を頂く

のにはやりやすいのかな、参加頂けるのかなとっておりますので、何かこういった計画であったり事業を行う際には、広くなるべく多くの皆様からわかりやすいアンケートであったり、今回自由に記載して頂いた意見について事務局の方では精一杯丁寧に回答させて頂いたつもりですが、そのような方向で回答させて頂きたいと思っております。公表とかパブリックコメントのあり方については、今後考えていきたいと思っております。前回頂いたご意見で先ほども説明させて頂きましたが、保育施設とか学童クラブの方にはパブリックコメントしていますので、ご意見頂ければということで、掲示等させて頂いていたので、そういったこともあってこのご意見も頂いたということであれば大変嬉しいなと思っておりますのでございます。以上です。

議長 今、検討している内容の部分といいますか、これからの部分があるということで、説明がありましたけどもとりあえずそんなことでよろしいでしょうか。

委員 検討して頂けるのは一つの方法なのかなって思っているのが一つと、あと私こども3人で1人中学生いるんですが、その中学生も学校の生徒会で意見を出してもどうせ言いくるめられちゃうから、何も意見を言わないで決まったことにみんなで文句を言ってストレスを発散するのが一番いいんだっていうふうに話しているのを聞いて、なんかそういうことの延長にこういうことも繋がってくるのかなと思うと、何かそういったところの教育の枠組みから見直していったりとか、自分たちの居場所を自分たちで作るっていうことをもっと意識を持った人を育てていくっていう、今の大人たちとは別にそのこどもたちへのそういうアプローチもできるのかなっていうようなことを、このパブリックコメント1件だったときにちょっと感じたので、そのことも共有させてください。

議長 あと、委員の方から、このパブリックコメントの部分で大変気になる箇所があるよ、というようなところを挙げていただいて、それに対する回答というのが、確かに計画段階の今回のまとめであるけれども、このパブリックコメントを見たときに、この回答で本当にいいのかなという、この計画と、このパブリックコメントのとらえ方といいますか、その辺のところもうちょっと具体的にご説明いただけないでしょうか。

事務局 申し訳ありません、今回のやはりそのパブリックコメントの仕組みというふうに言いますか、そういったところがやっぱりわかりにくいというふうなところもあるんだと思いますが、今回はあくまでもその計画に対するご意見を頂戴したいというふうなことでのパブリックコメントでございますので、せっかく頂いたご意見なんですけれども、頂いたご意見につきましては、その計画に対するご意見というよりも、個別の事業に対するご要望といった内容だったものですから、計画を修正したり、追加したりというような中身ではないというふうに判断させて頂きまして、回答としてはこのような回答にさせて頂き、その個別の事業を実施していくとして、実施する際に頂いたご意見については十分に検討して反映させて頂く、検討し踏まえた上で実施していくというふうな回答をさせて頂いたところでございます。

議長 よろしいでしょうか。あくまでも計画に対してということで、この具体的な中身の部分に関しては当然事務局の方でも認識していただいて、その上でその項目の部分については本計画の実施にあたって、反映させて頂くというふうなとらえ方で進めていくんだよということのための回答のようですから、よろしいでしょうか。他にご意見ございませんでしょうか。

委員 私は学校教育に携わる者として、このご意見を非常に真摯に受けとめたところです。まずは、これが行政に反映されるとかということとは抜きにしても真摯に受けとめなければならない。共感できるところもあるんですけれども、同じように、ちょっと違うのではないかと誤解をされているのではないかとという点も多く私はあるというふうに感じました。学校の中で居場所づくり、そして絆づくりというのは非常に力を入れていることでありますし、不登校は自己責任だなどとは毛頭思っておりません。また、民間の支援団体の方の情報も随時提供しておりますし、実際にお世話になっております。連携を図っております。毎月会議を持っております。お越しいただいております。

ます。そういうことが、なぜこういうふうに、こういう文面で出てくるのだろうというふうな疑問も湧いたところですよ。意見を寄せられた団体の方と直接話をするような、そういう機会が非常に大事だというふうに思います。県の方でも、民間の支援団体の方、そして行政に携わっている方々をお呼びしての会議を開催しているようです。そういう場に、実際に学校に勤務している教員も参加をしたりしていくことも大事なのかなというふう感じたところでした。以上です。

議長 はい。ありがとうございました。そういう意味では、今委員からもありましたけれども、そういった活動がなされている。それと関連する不登校見守る団体だと思うんですが、ちょっとそういう意味では認識のずれがあるんだというふうな発言なわけであって、もし誤解があるんだとすればそれを払拭するような形の手だてっていうか、そういった考えというのはおありになりますでしょうか。

委員 今回の先生からのご意見をお聞きして、私も先生方がいろんな連携を図っているいろんな会議を持っていることは、わかっているんですけども、先生によってその認識に差があるというのは、子どもを預ける親から見てもすごく感じる場所です。誤解と先生はおっしゃいましたが、学校から教えてもらえなかったっていうことは多分事実だと思うんです。そういう認識がない先生も確かにいらっしゃると思います。なかなか難しいところだと思うんですが、教員によってそういう差がある可能性があるということは先生方にも認識していただきたいですし、そういったところ、どのようにしてそれを周知、指導を統一して頂くかっていうのも検討して頂きたいと個人的には思います。あと、パブリックコメントの件でひとつお伺いしたいんですが、ホームページの閲覧数っていうのはどのぐらいだったかっていうのは把握できていますか。

事務局 把握できておりません。申し訳ありません。

委員 私も子どもを預けるときに掲示は見たんですけども、それを見て、あることはわかかっておりましたが、それを見てアクセスした人がどれくらいいるのかなっていうのはちょっと疑問に感じました。私はこの内容を知っていて、実際は見えていないので、どの程度のアクセス数があるのかの1件の意見なのかっていうのがちょっと気になりました。以上です。

議長 今、委員の方から、とらえ方、ちょっと若干相違があるような内容もありましたけれども、いずれにしろ何て言いましょか認識の差というのが埋まらないと、同じような方向で親、また学校という中でそういった認識の差というのが、当然教員の部分においても差といいますか、そういう個人差というのがあるといえるのは、それはあるかとは思いますが、捉え方と言いましょか、実際お世話になっている保護者の部分においても、そういう意味ではその認識の差っていうのは埋めていくという必要があると思いますので、もし、そこについて委員の方で、こういう取り組みもされているんだよ、またその教員の中で個人差という部分、そこについてもこういう取り組みの中で埋めていくというふうなことの取り組みをしているんだということ、もしあればですね、逆に委員の方も今感じられている部分について非常に安心する部分が出てくるんじゃないかなというふうな感じがするものですから、もし委員の方で、それについて補足いただけるのであれば、ありがたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

委員 はい。先ほどお話しいただいたことで、私の認識とまた他校の教員の認識等ということが同じであるかどうかというのはやっぱりそこはわかりません。ただ、やっぱりその認識を埋めていくためにも、例えば本校であればですけども学校になかなか足が向かなくなった段階で子育て推進課の方や、或いは学校の教育委員会ですね、教育委員会の方にも同席をいただきながら、この後どうしていくかということ相談する機会などを設けております。そういった機会をやっぱり各校において実施していこうと、それと先ほど申し上げました通り行政の、特に県の方、置賜教育事務所と、そして、各教育委員会の方、そして民間の支援団体の方などが集まっての会議が年に何回か行われているわけですので、そういった会議に、各学校の代表者も出席する。そうすると、民間の支援団体との繋がりも見えてくるので、こういう施

設がありますよ、学校に来れなくても、こんな学びの場がありますよということは、当然お伝えできると思います。そういった認識をもっとすべての教員、広げていくということは、大事だなということをお話をお聞きしながら思ったところです。あと、オーバードーズだと思いますけれども、こういった点についても決して薬を飲んでもらって落ち着かせようなどということは考えていないというふうに私は認識しております。ですが、そこら辺の話し合いをどのように持っているのか、不登校に関わってどのように進めてきていった結果なのか、或いは特別支援教育の視点からのこういった手だてだったのか、その辺りがわかりませんが、やはり十分な学校と保護者の方と子どもさん本人と、そして教育委員会の方にも入って頂いて話をしていくってことが大事なというふうに思いますので、そんな場をきちんと作っていくことが必要かなというふうに思います。

事務局

今具体的なお話になっておりますけれども、回答案を事務局で作る際、子育て推進課と教育委員会サイドの方にも確認をしながらこの回答案にさせていただきました。というのは、この1個1個のパブリックコメントでいただいた件は、今委員からもありましたように、おひとりおひとりのことで、やはりかなり重い中身であることは重々私どもも承知をしております。ただ、先ほどの課長の説明の繰り返しになりますが、ひとつひとつの事業のことであったり、おひとりおひとりのケースであったり、そういったことに関連がかなり強いパブリックコメントのご意見ということでしたので、そういったひとつひとつの事業またはおひとりおひとりの対応については、計画とはまた別にもっと細かい中身で具体的なものは別に対応させていただくという意味を込めて全体的な表現として、この回答案というふうなものを作らせていただいたところでございます。その辺をご理解いただければと思います。よろしくお願いたします。

議長

はい。今、このパブリックコメントに寄せられた意見に対して皆さんの委員からのご意見ということで、ですから今我々が議論しなきゃなんないのがこの計画に対してということなのでそれは、まとめ方としてはこれで。ただ、皆さんからもご意見を頂きたいというふうに申し上げたとか、このパブリックコメントに対して皆さんもどう考えているのかな、というところお聞きしたかったので、ある意味では、今回の計画との議論とはですね、直接、こういう具体的な中身の部分ですから、そういう意味では計画と離れている部分っていうか、計画議論のところから離れる部分ありますけども。今申し上げたのは、皆さんの意見としてどうなんだということをお聞きしたかったものですから、議題にさせていただいたっていいですか、あくまでも計画の部分我々の方は議論するという視点は変わりませんので、ご容赦いただきたいと思います。一旦このパブリックコメントの結果についてというのは、ここで終了させていただきます。次に、策定スケジュールについて。事務局の方で説明いただきます。

② 策定スケジュールについて

事務局から資料2について説明

議長

はい。ただいま事務局の方から12月26日の素案の確認を庁内において事務局で進められた経過をお話いただきました。また、この最終的に第三期子ども・子育て支援事業計画の計画書の最後に検討の経過、それから条例、それから皆さんの方の名簿等、委員の名簿等をつけるというふうな形で、この完成冊子の部分に印刷、配布するというふうな中身で説明がありましたけども、この進め方について、皆さんの方で、そのような形で進められるということで、よろしいでしょうか。はい。じゃあ、そのような形で進めて頂くということでお願いします。あと全員協議会の報告等あるわけですけども、この、今現在素案としてまとまって出された部分、これに

については特に計画の修正等はないとは思いますが、もし修正等が必要になったという時にはですね、皆さんの方でお集まりいただいてという機会は、この後ないわけなので、その時には恐れ入りますけれども、私と事務局の方で話を進めさせて頂くような形をとらせて頂きたいというふうに思うんですが、ご了解いただけますでしょうか。わざわざ皆さんで集まっていたくというわけにいかないものですから、私の方で、代表して聞かせていただいて、その上で進めるという、そんな段取りで進めさせて頂ければというふうに思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。続きましてこども計画の策定についてということで、高橋課長の方からお願いします。

(2) こども計画の策定について

事務局より資料3、資料4について説明。

- 議 長 はい。ありがとうございます。委員の皆さん、このこども計画、今、我々の方で第4回で2年間かけてまとめた子ども・子育て支援事業計画、これとこのこども計画が内容的にどういう関係なのかなというおわかりになりますか、すみませんその補足を、どういう計画の位置付けなのかな、これからやろうとしているのは何なのか、その辺のところをちょっと発展的にご説明いただいた方が今までの計画と今後こども計画ですね、これがどう関連づけられるのか、その辺のところを説明いただけますでしょうか。
- 事務局 はい。資料4の県の概要の資料をご覧くださいとわかりやすいかと思うんですけれどもこの一番上の四角で囲んでありますところに、計画の位置付けとしまして、子ども・若者育成支援法に基づく子ども・若者計画であったり、あと、その3つ下に今回作成しました子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画であったりっていうふうな様々な法律でこどもに関連する計画があるわけなんですけれども、県では今回、9つの法律に基づく計画を約5つ、この右側の主にこれまでばらばらに県で作っておりました5つの計画を県こども・子育て笑顔プランということで、ひとつの計画にするというふうな中身でございます。それぞれの法律で、その対象となるこどもといたしましてもこどもであったり、若者であったりというふうな幅広い支援を国の方では、こども大綱で子ども・若者を身体的、精神的、社会的に幸せな状態、ウェルビーイングで生活を送ることができるというふうなことを求めておりましたそういったことをまとめた計画を作ることが求められております。市の方でも、この山形県こども・子育て笑顔プランに倣いまして、どういったものまで市の方で作成するのかはこれから検討するところでございますが、なるべくばらばらでわかりにくくならないように、一体の形でその計画を見れば市のこども子育てに関する事、子育て若者に関する支援の計画がわかるというふうな内容のものを作っていく予定でございます。
- 議 長 委員の皆さんよろしいでしょうか。この2年間でまとめた子ども・子育て支援事業計画。その他にこういった子ども・若者計画であるとか、山形県がこども・子育て笑顔プランで取り上げたような内容です。これをもとに長井市は長井市として、それを反映したような形でこれから計画の部分を、計画立案を進めていくんだというふうなこと。ですから、あくまでも第三期の子ども・子育て支援事業計画は、その中の一つとして取り扱うんだというそんな中身だということをやまずご理解いただいて、令和7年度以降この県の計画に基づいて長井市バージョンを取りまとめる計画だということ。また委員の皆さんには引き続きその計画の立案に携わっていただきたいというのが、今、高橋課長からの説明だったわけですが、そのように皆さんの方でご理解いただければというふうに思います。じゃあ、よろしいでしょうか。

(3) その他

- 議 長 委員の皆さまから一言言い忘れたなとか、言っておきたいなという点がありましたら、お話いただければと思いますけど。
- 委 員 この前の会議で冒頭に 20 何年後にはこどもがほとんど長井市のこどもがほとんどいなくなるんだっていうふうなことで、会議とは違ってお話をして申し訳なかったなっていうふうに思っているんですけどもこの間いただいた素案を見せて頂いて、第 6 章の地域子ども・子育て支援事業計画っていうことで、これからのいろんな事業について見込み数っていうふうなことで表がいっぱい載ってるんですけども例えば 51 ページの地域子育て支援拠点事業ということで、くると子育て支援センターとか、あおぞら会ということでの保護者の相談っていうのかな、令和 7 年度 5,600 人で、どんどん減って行って 5 年後には 4,600 人っていうことで、延べ利用者 1,000 人減っているわけです。そんなことでずっとこういくとどうなるんだろうとか。例えば、妊婦健康診査っていうことも量の見込みでどんどん 52 ページの真ん中ですけども減っている、それから 5 番の乳児家庭全戸訪問事業というの、どんどん量の見込みということで減って行ってのわけですね。そうしたときに例えばこの 5 番なんですけれども、5 年で 30 人かな、1 年で何人減ってるのか、5 人ずつ減ったとしても、令和 11 年度に 90 件っていうのが 18 年後には 1 年に 5 件ずつ減ったとなるとゼロになるんです。令和 11 年以降、18 年っていうと令和 29 年ですからあと 22、3 年後にはこの量の見込み機械的なものですけどもゼロになるっていうふうなことを、やっぱりその辺も見据えてのやっぱりかなり危機的状況だっていうことを、長井市民みんなで共有してというかね、何かしていかないと、22、3 年後だから、もうすぐです。今 50 代の方は、22、3 年後だから、70 歳私ぐらいの年齢ですまだ、それから 30 代だったら、現役世代なわけですよ。そこら辺のところも、やっぱりみんな考えていかないといけない大きな課題かなっていうふうなことにずっとこの事業に携わらせていただいて感じたことです。以上です。
- 議 長 人口の部分については、この計画の落とし込みの部分も含めて背景としてあるわけなので、いろんな機会を通じてですね、市民に認識をしてもらいながら市民と一緒にその事業の部分を進めてくというふうなことになるかと思しますので、委員からの意見ということで、それはよろしいでしょうか。他にご発言いただく方。
- 委 員 一つ話が戻ってしまうんですが、先ほどのこども計画についてなのですが、ちょっとまだ理解が追いついてない部分があると思うんですが、私の認識だとこども基本法は主に権利とか社会全体の仕組みについて、子ども・子育て支援法はもう少し具体的なことの計画っていうことで、今回この子育て支援事業支援計画を立てたかと思うんですが、今後このこども計画を策定していくにあたりその大枠の中でこの方針だったりっていうのが、こちらの方で定めることになると思うんですが、この今決まっていこうとしている事業支援計画とギャップが出た場合、支援事業計画の方また変更していくっていうようなことになるのでしょうか。
- 事務局 わかりにくい説明で大変申し訳ありませんでした。ここにたくさんの法律があってたくさんの計画があるんですが、今回作成いただきました子ども・子育て支援事業計画がこども・子育てに関する計画としては一番メインの計画でございますので、こちらの計画をもとにした形でその他の法律で補わなければならない計画をここに付け足していくような形で考えております。その中でいろいろ整合性をとらなければいけないとか、今回作っていただいた子ども・子育て支援事業計画の方を修正する必要が出てきた部分につきましては、またこちらの会議の方でお諮りさせていただいて変更させて頂くというふうな方向で考えております。
- 議 長 特によろしいですか。他にございませんでしょうか。その他の部分についても特に事務局の方はないかと、皆さんからもご意見いただきましたので、ここで協議は終

了させていただきたいと思います。

4 その他

特に無し

5 閉 会